

令和5年度電気技術者資質向上事業募集要項

令和5年3月31日
一般財団法人 電気技術者試験センター

令和5年度電気技術者資質向上事業による支援を希望する者を以下により募集する。

1. 目的

関係機関が実施を計画する電気技術者の資質向上を目的とする事業(以下、「資質向上事業」という。)を支援すること等により、当事業の着実な実施、さらなる普及・拡大等を通じて、電気技術者の資質の向上を図り、もって我が国の電気保安の確保に寄与することを目的とする。

2. 支援の対象とする事業

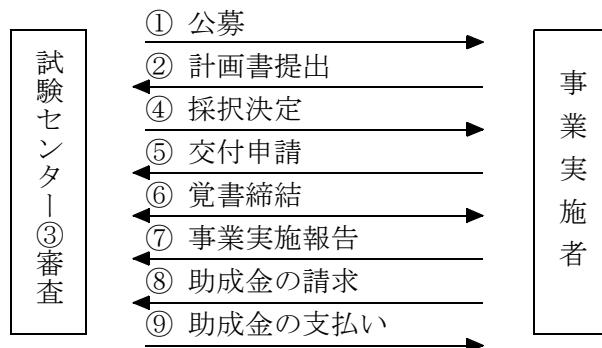
電気技術者の資質向上に資する配線工事に関する実技競技大会等(以下、「支援対象事業」という。)の開催事業

3. 支援対象者

支援対象事業を、原則として地方ブロック単位以上の規模で主催する者であって、次のいずれかに該当するもの。

- (1) 電気工事業を営む者を主たる構成員とする都道府県単位の工事業組合で組織された者
- (2) 電気工事業を営む者を主たる構成員とする社団法人又は財団法人で組織された者
- (3) 電気技術者の養成を行っている職業能力開発総合大学校、高等技術専門学校、工業高等学校で組織された者
- (4) 上記(1)～(3)に準ずるものであって、原則として地方ブロック単位以上の規模での支援対象事業を主催する者として適当と認められるもの

4. 支援事業の流れ



5. 支援の要件

事業は、次の要件に適合しなければならない。

- (1) 電気技術者の資質の向上を図るため、技術進歩、新製品の導入等を考慮した事業の実施が計画されていること
- (2) 広域かつ多数の電気技術者の参加を促すため、原則として、県単位等での事業の実施を含めた、地方ブロック単位以上での事業の実施計画が作成されていること
- (3) 原則として、継続した事業の実施が計画されていること
- (4) 営利を目的とするものでないこと

6. 支援の内容

対象経費（7. の対象経費）のうち、その 1／2 又は 200万円のいずれか小さい額を上限に、予算の範囲内で助成する。

7. 対象経費

助成の対象とする経費は次のものとし、具体的な費目内訳を以下に示す。

- (1) 事業の実施に直接必要な経費
- (2) その他、特に必要と認められる経費

	費目内訳	内容	留意事項
直接 経 費	会場費	①会場施設使用料	・大会競技を実施する会場施設使用料に限る
	設営・運営費	①設営外注委託費 ②機械・器具・用具のレンタル・調達・製作費	・競技で用いる作業板を含む ・設営準備作業のため関係者が会場へ向かう旅費交通費を含む (作業監督者や設営管理者に限る)
	材料費	①競技用材料の調達費	
	印刷・製本費	①競技問題印刷費 ②大会冊子・プログラム印刷費 ③大会ポスター印刷費	
	消耗品	①事務用品等	
	旅費・交通費	①大会参加に係る旅費	・選手・審判員の使用する実費のみ
	表彰関係費	①表彰状製作費 ②表彰楯製作費 ③副賞製作費 ④筆耕代	・選手に対する表彰物品に限る (豪華なもの、現金・商品券等の金券類は認めない) ・一般入場者への大会記念品 (ペン、手提げ袋、封筒、その他)等の製作費用は認めません。
	弁当・飲物代	①大会当日の弁当・飲物	・大会当日の選手・審判員に限る
	謝金	①大会当日の審査員謝金	・大会当日の審判員の謝金に限る ・謝金は、本人への受渡を記録した受領証(捺印)又は、振込記録を作成・提出すること。 ・菓子折、商品券、ギフト券等の金券類は謝金として認めません。
その他 の 費	諸経費	開催に必要と認められるその他の費用	

8. 支援対象事業

支援対象とする事業は、令和5年4月1日から令和5年度に実施されるもの。

9. 申請受付期間

令和5年4月1日から令和5年10月31日までとし、支援対象事業の開始される原則2ヶ月前までに申請すること。

ただし、申請が多いなど助成金の予定額が予算の範囲を超えるような場合には、申請の受付を終了する場合があります。

10. 申請の方法

支援申請書及び添付書類（様式1～様式3）に必要事項を記載し、メールに添付の上、下記メールアドレスに送付して下さい。

メールアドレス：info@shiken.or.jp

一般財団法人電気技術者試験センター 総務部 企画課 担当者宛

11. 採択結果の通知

申請を受理してから2ヶ月以内に通知する予定。

12. 採択後手続

採択後、交付申請書の提出（様式4） 覚書（様式5）の締結が必要です。
手続きの詳細については、別途ご連絡します。

13. 実績報告書

支援事業が終了後、実績報告書（様式6）を提出して下さい。